



発行／編集 飯舘村商工会 〒960-1801 相馬郡飯舘村草野字大師道81
TEL:0244-26-7957 FAX:0244-26-7958 e-mail:iitate@coral.ocn.ne.jp

○事業者の皆様へお知らせ ～必ずチェック！最低賃金 使用者も労働者も～

福島県 最低賃金

時間額

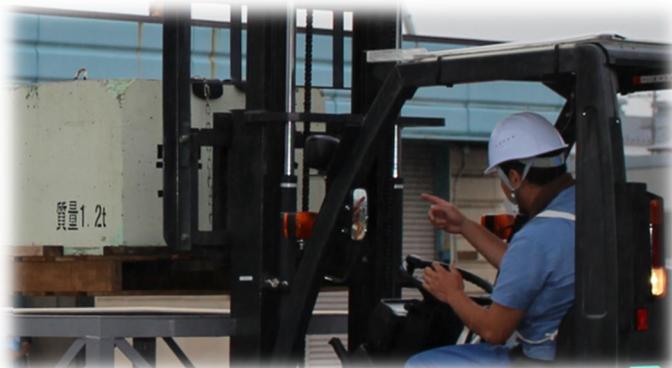
726

21円UP
円

平成28年10月1日から

○建設機械等運転技能講習会

今年度の講習会として、通常受講料の半額で受講できる建設機械等運転技能講習会（玉掛け：8月24日～8月26日、フォークリフト運転技能：9月5日～9月8日）が開催され、フォークリフト運転技能講習最終日には雨の降る中での受講でしたが無事修了しました。お疲れ様でした。



車両系建設機械

（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

11月8日（火）～11月12日（土）

◆計5日間 ◆定員10名

◆8：10～17：20（予定）

◆受講料 89,000円のところ

45,000円（税込）

※大型特殊免許を持たない方が対象の講習会

また、今後の講習会は上記（枠内）のとおりですので、この機会に資格取得に取り組まれますようご案内いたします。（※小型移動式クレーンにつきましては申込終了となりました。）

○建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

以前も通知しておりますが、昨年に引き続き建設機械等技能講習会補助事業を実施しております。昨年度の技能講習では対象外となっていた中型・大型運転免許取得についても補助対象と致します。つきましては、村の復旧・復興に寄与するために、資格取得に取り組まれますようご案内致します。

- 補助対象者 : 飯舘村商工会の会員事業所に従事する方（事業主・役員・専従者・従業員）で、平成28年4月1日以降に、建設機械等運転技能講習等を修了した方
- 対象講習等 : 建設業職長・安全衛生責任者教育、刈払機取扱い作業安全衛生教育、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン技能講習、フォークリフト運転技能、車両系建設機械（整地運搬等）運転、車両系建設機械（不整備運搬等）運転、伐採等の業務に係る特別教育（チェーンソー）、高所作業車運転技能講習、中型・大型運転免許（小型移動式クレーン・玉掛けの所持者又は修了者）他
- 対象経費 : 建設機械等運転技能講習の受講料の2分の1（テキスト代を含む）
中型・大型運転免許の受講料の4分の1（テキスト代を含む）
- 添付書類 : 修了証・免許証の写し（両面）・受講料領収書の写し
※ 用紙はA4版に統一してください。
- 書類提出先 : 以前送っている申請書にご記入の上、添付書類とともに商工会へご提出ください。

お問い合わせ先：飯舘村商工会
電話：0244-26-7957 FAX：0244-26-7958

○原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

★福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行うための融資

- ①制度概要・・・12市町村において原子力災害によって被災した中小企業等が、事業の再開・展開等を行うために必要な資金を無利子・無担保で融資します。
- ②対象者・・・震災時に12市町村で事業を行っていた中小企業等で、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の交付を受けて、事業の再開・展開等を行う方
- ③支援内容
- a. 資金使途 「事業再開補助金」交付対象事業の実施に必要な資金（設備資金、新規投資や販路化開拓等）
- b. 融資限度 「事業再開等補助金」の「補助対象事業費＋消費税－補助決定額」で計上された額とします。
- c. 融資期間 20年以内（うち据置5年以内） d. 融資利率 無利子
- e. 担保 無担保
- f. 保証人 法人の場合：代表者保証、個人の場合：不要

お問い合わせ先：商工会 電話：0244-26-7957

○業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模企業事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	$\frac{7}{10}$ (※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$ (※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には $\frac{3}{4}$ ($\frac{4}{5}$)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	$\frac{1}{2}$ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）



福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島労働局 雇用環境・均等室
024-536-2777

お問い合わせ先：飯舘村商工会
電話：0244-26-7957



○非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～キャリアアップ助成金を拡充します～

事業主の皆様へ

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

() は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：10万円 (7.5万円) 4人～6人：20万円 (15万円)
7人～10人：30万円 (20万円) 11人～100人：1人当たり3万円 (2万円)
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：5万円 (3.5万円) 4人～6人：10万円 (7.5万円)
7人～10人：15万円 (10万円) 11人～100人：1人当たり1.5万円 (1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** **拡充**
上記現行制度の助成額に
1人当たり **14,250円 (※18,000円)** を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり **7,600円 (※9,600円)** を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円 (9,600円)** を加算額として支給します。

() は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。